

「予防保全型への転換に向けた舗装延命技術」

応募資料作成要領

1. 応募に必要な書類

応募にあたっては、以下の資料が必要となる。様式については、公募要領「9 その他」の問い合わせ先にメールまたは電話にて連絡のうえ、入手することができる。応募書類に使用する言語は日本語とする。やむを得ず他国の資料を提出する場合は、日本語で解説を加えること。

- ①「予防保全型への転換に向けた舗装延命技術」申請書（様式－1）
- ②「予防保全型への転換に向けた舗装延命技術」に関する技術確認書（様式－2）
- ③添付資料

※提出資料はA4版とすること。ただし、③添付資料はパンフレット等でA4版では判読できない等の不都合が生じる場合は、この限りではない。また、③添付資料には通し番号を付与すること。

※1つの応募者から複数の技術を応募することはできるが、その場合、技術ごとに応募資料を作成すること。1応募につき1技術とする。

※選定にあたって新たに必要となった資料の提出等を応募者に求めることがある。

(1) e-mailにより提出する場合

全ての資料をPDFに変換し、上記①、②、③毎にファイルを作成（ファイル名の頭に①～③を記載）し、送信すること（①、②についてはwordファイルも送信すること）。なお、添付するファイルサイズの上限は10MBとし、上限を超える場合は事前に相談すること。

(2) 郵送、持参により提出する場合

上記①～③をまとめて1部とし、左上角をクリップ等で留め1部提出すること。また、①～③に加え、以下④電子データを1式提出すること。

- ④電子データ（①～③の各電子ファイル（PDFに変換）を収めたCD-R）・・・1式

2. 技術確認書の作成・提出

提出する技術確認書には、下記(1)～(2)のリクワイヤメントについて、応募技術を客観的に評価する方法、証明する方法等を記載した書類を添付すること。

なお、従来技術とは、舗装設計便覧、舗装施工便覧、舗装再生便覧に示される標準的な舗装構成・路盤材料を用いた技術とし、比較対象として応募者が適宜設定するものとする。

(1) 路盤の高度化技術

1) 【長寿命化】従来技術に対して舗装の長寿命化が可能な技術

- ・ 路盤の高度化技術は、路盤を含めた工法で実施する措置を対象とする。
- ・ 従来技術と比較して、○年※以上の長寿命化が図れる路盤の高度化技術を示す、材料性状、舗装設計結果、耐用年数、使用材料の劣化特性、長寿命化の実績等の根拠資料を添付する。
- ・ 長寿命化の根拠は従来から用いられている経験的設計方法、理論的設計方法や実績も可とする。
- ・ 提案する技術の適用条件（路床CBRや大型車交通量等）を示すものとする。
※応募者の提案による年数

2) 【施工時間】従来と同等もしくは少ない時間で施工・交通開放が可能である技術

- ・ 提案する技術と比較する従来技術の日当たり施工量※を含む施工タイムスケジュールを添付する。
- ・ 施工時間の条件については、単路部で、4車線のうち1車線全幅を施工するものとし、交通規制を含めた8時間、交通開放条件は表層または仮舗装での日々交通開放とする。
※参考：道路打換え工（深さ30～40cm以下） 200m²/日 国土交通省土木工事積算基準

3) 【LCC低減】従来技術と比較してLCCが低減される技術

- ・ 提案する技術と比較する従来技術に関する、各工法、材料の耐用年数を修繕サイクルとして算出し、条件及び根拠資料を添付する。
- ・ コストの算出条件は、単路部で、4車線のうち1車線全幅を施工するものとし、夜間施工（21:00～翌5:00）、交通開放条件は表層または仮舗装での日々交通開放とする。
- ・ 施工量6,000m²、ライフサイクルは60～100年の間で設定して作成するものとする。

- 4) 【再生利用】再生利用が可能である技術
- ・ 提案する材料が再生利用できるエビデンスを示すものとする。
- (2) 舗装の延命化技術
- 1) 【延命化】無処理の既設アスファルト舗装に対して舗装寿命の延命化が可能な技術
- ・ 舗装の延命化技術は、診断区分ⅠまたはⅡで実施する措置を対象とする。
 - ・ 無処理の既設アスファルト舗装と比較して診断区分Ⅲに至るまでの期間が○年※以上延命化される舗装技術を示す、材料性状、耐用年数、使用材料の劣化特性等の根拠資料を添付する。
 - ・ 提案する技術の適用条件（効果を発揮する路面の状況、許容するひび割れ率や大型車交通量等）を示すものとする。
※応募者の提案による年数
- 2) 【交通開放（施工時間）】日々の交通開放が可能である技術
- ・ 提案する技術について、日当たり施工量を含む施工タイムスケジュールを添付する。
 - ・ 施工時間の条件については、単路部で、4車線のうち1車線全幅を施工する交通規制を含めた8時間とする。
 - ・ 提案する技術が、標準の日当たり施工量が設定されている従来の工種と比較できる場合は、その従来工種の施工タイムスケジュールも添付する。
例：提案技術が薄層オーバーレイの場合、従来の工種の表層工と比較できる。
- 3) 【LCC低減】従来技術と比較してLCCが低減される技術
- ・ 提案する技術と比較する無処理の既設アスファルト舗装に関する、各工法、材料の耐用年数を補修・修繕（切削OLまでの）サイクルとして算出し、条件及び根拠資料を添付する。
 - ・ コストの算出にあたっては、単路部で、4車線のうち1車線全幅を施工するものとし、施工時間は8時間、日々交通開放を条件とする。（施工時間は夜間・昼間の条件を示すこと。）
- 4) 【再生利用】再生利用が可能である技術
- ・ 提案する材料が再生利用できるエビデンスを示すものとする。

3. 各資料の作成要領

(1) 「予防保全型への転換に向けた舗装延命技術」申請書（様式－1）

- 1) 応募者は、公募要領「3 応募資格等」を満足するものとする。
- 2) 技術名称は30字以内でその技術の内容および特色が容易に理解できるものとする
こと。
- 3) 「2. 連絡先および担当者名」は、応募にあたっての事務窓口・連絡担当者1名を
記入すること。応募者が複数の場合は、応募者毎に窓口担当者1名を列記するもの
とするが、応募者の代表を最初に記載するものとする。なお、応募者が複数の場合
は、代表の窓口に送付する。
- 4) 「3. 共同研究開発者」は、共同研究開発を行った応募者以外の個人や民間企業、
行政機関等について記入すること。なお、共同研究開発者がいない場合は、“な
し”と記入すること。
- 5) 申請書のあて先は、「一般財団法人 国土技術研究センター 道路政策グループ
「予防保全型への転換に向けた舗装延命技術公募担当宛」とすること。

(2) 「予防保全型への転換に向けた舗装延命技術」に関する技術確認書（様式－2）

- 1) 技術名称および副題は、様式－1に記入したものと同一のものを記入すること。
- 2) 様式－2には、「路盤の高度化技術」、「舗装の延命化技術」それぞれまたはどち
らかについて作成し、応募技術が、公募技術、リクワイヤメントを満足しているこ
とが分かる根拠をリクワイヤメントごとに記入すること。その他、特筆すべき技術
的特徴がある場合には自由記述欄に記述すること。
- 3) 応募技術は、現場実証を実施する場合があるため、適合する条件（施工地域、交通
量条件、施工延長、検証項目等）を記入すること。ただし、最終的な現場実証の実
施の要否、可否については応募者と事務局等で協議の上、決定する。

(3) 添付資料

応募する技術について、その技術を客観的に評価する方法、証明する方法等が示さ
れた書類を必ず添付すること。

現在開発中の技術についても応募可能であるが、リクワイヤメントに加え、新技術
の成立性、現場適応性を裏付ける資料を添付すること。

応募する技術に関する書類として、すでに発表済みの論文、報文等を添付するこ
とができる。

その他、応募技術の説明にあたって参考となる資料があれば、添付すること。

以上